

Ⅲ 福岡県資源循環型畜産確立基本方針

第1 基本方針

本県の畜産経営では都市化、混住化の進展や法的規制の強化に伴い、家畜排せつ物の処理利用に関しては、環境保全を考慮した対応が求められている。一方、耕種部門では化学肥料依存の農業が見直され、たい肥の施用による土づくり等を重要視した、持続性の高い農業生産方式の導入が促進されている。

このため、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画」（以下「県計画」という。）に基づき、家畜排せつ物の適切な処理と利用を促進し、畜産経営による環境問題の防止及び地域社会と調和した資源循環型畜産の確立を図るものとする。

第2 指導体制の整備

畜産環境の保全及びたい肥等の耕種部門での利用促進のための指導体制の整備を図る。

(1) 県及び農林事務所段階において、畜産経営技術指導推進委員会を開催する。

(別記、機構図参照)

(2) 市町村段階においては、必要に応じて、別記機構図に準じ随時開催を図るものとする。

(3) 市町村においては、既存の環境保全組合等の組織の有効活用を図るとともに、耕種農家との連携を密にするための組織化に努めるものとする。

第3 環境と調和のとれた畜産の推進

適正な飼養規模の遵守及び畜舎等清潔保持の励行や、生け垣及び花き・花木の植栽等による環境美化を推進指導するものとする。

第4 家畜排せつ物処理施設の整備

家畜排せつ物の適正な処理を図るため、県計画に基づき処理施設機械の整備を行うものとする。

なお、家畜排せつ物の処理施設機械の整備にあたっては補助事業、制度資金、リース制度を活用し、環境保全対策の推進を図るものとする。

第5 環境問題防止対策の推進

畜産環境問題の発生防止については、適正な家畜排せつ物処理に関する技術指導の徹底を図り、環境保全に対する啓発に努めるものとする。

第6 家畜排せつ物の利用の推進

たい肥の流通促進と有効利用を図るため、耕種農家の需要にあった家畜排せつ物の良質たい肥化を推進指導するとともに、畜産農家群と耕種農家及び農協団体との有機的連携の強化に努めるものとする。

また、必要に応じて現地実証展示ほを設置し、多様な作物への堆肥利用促進を図るものとする。

なお、たい肥の生産・販売を行うものについては、特殊肥料の届出を指導するものとする。

第7 経営移転に対する支援

今後、畜産経営を発展的に維持存続させるための適地への移転については、補助事業や制度資金の活用を図るものとする。

第8 巡回指導及び実態調査等の実施

(1) 畜産経営環境保全実態調査個表及び指導記録台帳の整備

地域内における畜産経営による環境汚染の現状等を的確に把握するために、次に掲げる事項について実態調査を毎年実施し、畜産経営環境保全実態調査個表を整備する。また、環境問題

発生農家、及び苦情発生農家については、別途畜産関係苦情処理台帳を備え、指導記録を整理するものとする。

- ア 畜産経営に起因する環境問題の発生及び家畜排せつ物処理・利用状況
- イ 水質汚濁につながる化学的酸素要求量、窒素、りん含有量等の水質調査
- ウ 悪臭発生につながるアンモニア、低級脂肪酸等の臭気調査

(2) 巡回指導の徹底

畜舎及び周辺の衛生管理状態又は家畜排せつ物の処理利用状況に関して、苦情発生経営体、簡易対応農家、畜産団地、大規模生産者及び共同処理施設等を中心に巡回指導を積極的に行うものとする。

なお、5～6月を重点指導月間とする。

(3) 施設・機械の有効利用

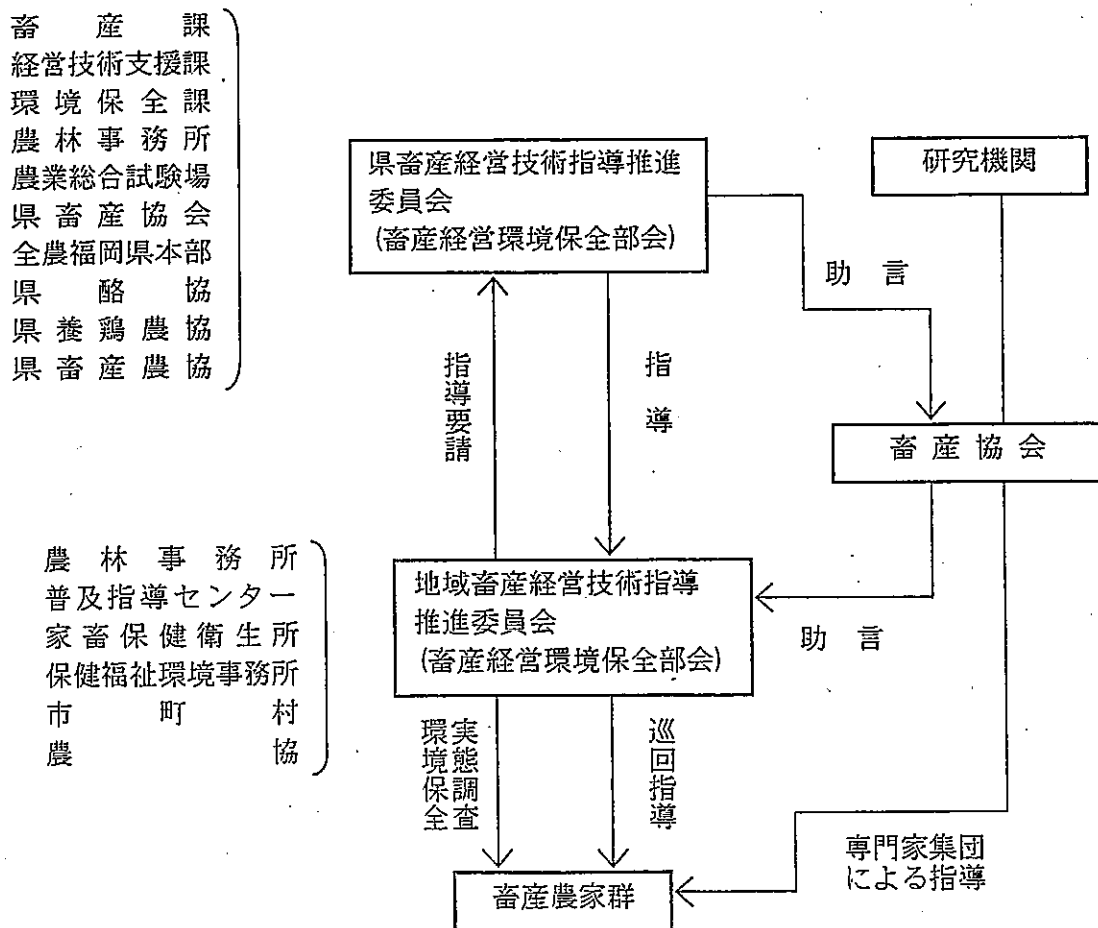
既存処理施設及び機械の効率的利用に努め、構成員の変動を生じたときは、組織全体で解決に努めるものとする。

第9 環境問題防止技術の開発

試験研究体制の強化及び研究施設の整備を行い、本県畜産経営の立地条件等に適合したより低コストで効率的な家畜排せつ物高度処理利用技術の開発と、これら技術の啓発普及に努めるものとする。

別記

畜産経営環境保全推進指導機構図



(注) 市町村段階においては、必要に応じて上記機構図に準じ随時開催するものとする。